

伊勢市公告第 29 号

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 13 項の規定による認定の通知を受けたので、次のとおり同条第 14 項の規定により公表します。

平成 28 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 30 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 28 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	小俣町宮前	柴	黒	雄	中	91 日 以上	赤色の 首輪

2 抑留した日 平成 28 年 3 月 16 日

3 抑留期限 平成 28 年 3 月 24 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第 31 号

伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 164 号) 第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 申込期間

平成 28 年 4 月 1 日(金) から平成 29 年 3 月 31 日(金) まで(土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日、12 月 30 日及び 1 月 3 日を除く。)

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで)

月末時点で申込者数が募集戸数に達した場合又は選考の結果、入居者数が募集戸数に達した場合は申込受付を終了します。

### 2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体(伊勢市営住宅等管理事務所)

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

### 3 募集住宅及び戸数

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃
旭団地	旭町 49 番地 1	R C 3 階建	1 階	3 D K	2	×	63,000 円
			2 階	3 D K	1	×	63,000 円
			3 階	3 D K	2	×	63,000 円

※ 1 R C : 鉄筋コンクリート造

### 4 申込資格

- (1) 自らが居住するため住宅を必要とする者
- (2) 現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。
  - ※ 親族・・・・・・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
  - ※ 内縁関係者・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
  - ※ 婚約者・・・・・・・・契約日までに、婚姻ができる者
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以上487,000円以下であること。
  - ※ 収入基準（月額）・・・・・・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12箇月で除した額

## 5 申込方法

F E住宅管理共同企業体で配付される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、持参してください。

## 6 入居者の選考方法

当該月の申込受付が終了した時点で、申込者数が募集戸数を上回った場合は、抽選により入居者を決定します。

また、抽選会場及び日時については、その都度連絡します。

## 7 入居時期

入居決定のあった日の翌月1日から

## 8 問い合わせ先

F E住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部建築住宅課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 32 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 33 号

第 2 期伊勢市健康づくり指針～伊勢市健康増進計画～を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を健康福祉部健康課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 34 号

伊勢市地域防災計画等を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表  
します。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を危機管理部危機管理課に備え置いて縦  
覧に供します。



伊勢市公告第 35 号

第 2 期伊勢市生活排水対策推進計画を策定しましたので、次のとおり公表します。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 36 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を職権で消除しましたが、本人の住所、居所等が不明のため通知することができないので、同条第 4 項の規定により公告します。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 職権消除年月日

平成 28 年 3 月 23 日

2 職権消除対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名
伊勢市津村町1422番地19	大道 佐歳
伊勢市二見町三津312番地	立花 憲之助
伊勢市藤里町656番地 6 中澤ハイツ202号	宮村 浩二
伊勢市倭町40番地 市営住宅倭団地 A-2 号	芝田 治枝
伊勢市中島 2 丁目16番 3 号	東 保雄
伊勢市小俣町明野342番地 2	加藤 芳夫
伊勢市黒瀬町1721番地 1	東本 康男
伊勢市栗野町1100番地	立野 喜之助
伊勢市通町272番地 2	ウ イラン WU YILAN 吳 亦嵐
伊勢市通町272番地 2	南平 真希

伊勢市公告第 37 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 106 号）第 13 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次の者の印鑑登録を抹消しましたが、本人の住所、居所等が不明のため通知することができないので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 28 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抹消年月日

平成 28 年 3 月 23 日

2 抹消対象者の住所及び氏名

住 所	氏 名	登録番号
伊勢市津村町1422番地19	大道 佐歳	01337644
伊勢市二見町三津312番地	立花 憲之助	02002155
伊勢市藤里町656番地 6 中澤 ハイツ202号	宮村 浩二	00033951
伊勢市倭町40番地 市営住宅倭 団地 A - 2 号	芝田 治枝	01089009
伊勢市中島 2 丁目16番 3 号	東 保雄	01325029
伊勢市小俣町明野342番地 2	加藤 芳夫	03103847
伊勢市黒瀬町1721番地 1	東本 康男	01011487
伊勢市栗野町1100番地	立野 喜之助	00033135

伊勢市通町272番地 2	ウ イラン WU YILAN 吳 亦嵐	01335650
--------------	------------------------	----------

伊勢市公告第 38 号

伊勢市公共施設等総合管理計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を情報戦略局情報調査室に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 39 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

平成 28 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市公告第 40 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 41 号

### 農村公園の設置について

農村公園を設置したので、次のとおり公告します。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 設置する農村公園の名称、位置及び設置の期日

番号	名 称	位 置
1	ありたき農村公園	伊勢市有滝町字茶臼塚 2935 番、1557 番 1、1552 番 3 及び 1555 番 3
2	神菌農村公園	伊勢市神菌町字見ノ越 1000 番 1、1000 番 2、1000 番 3 及び 1000 番 4
3	西新村公園	伊勢市小俣町新村 16 番、17 番、19 番 1、24 番及び 25 番
4	東新村公園	伊勢市小俣町新村 427 番 3、428 番 3 及び 429 番 1
5	新出公園	伊勢市小俣町相合 493 番 1
6	六軒屋公園	伊勢市小俣町相合 888 番
7	湯田公園	伊勢市小俣町湯田 357 番 2 及び 358 番 1
8	松倉公園	伊勢市小俣町宮前 210 番

#### 2 設置に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課において縦覧に供します。

#### 3 設置の期日

平成 17 年 11 月 1 日



## 伊勢市公告第 42 号

### 農村公園の廃止について

農村公園を廃止したので、次のとおり公告します。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 廃止する農村公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	西新村公園	伊勢市小俣町新村 16 番、17 番、19 番 1、24 番及び 25 番
2	東新村公園	伊勢市小俣町新村 427 番 3、428 番 3 及び 429 番 1
3	新出公園	伊勢市小俣町相合 493 番 1
4	六軒屋公園	伊勢市小俣町相合 888 番
5	湯田公園	伊勢市小俣町湯田 357 番 2 及び 358 番 1
6	松倉公園	伊勢市小俣町宮前 210 番

#### 2 廃止に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課において縦覧に供します。

#### 3 廃止の期日

平成 20 年 2 月 28 日

## 伊勢市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査、同条第5項の規定に基づく随時監査及び第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成28年3月25日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	鈴	木	豊司

平成 27 年度

定期監査等結果報告書（後期）

伊 勢 市 監 査 委 員

目 次

定 期 監 査	.....	1 頁
1 実施期間及び対象箇所	.....	1 頁
2 定期監査の対象事務	.....	1 頁
3 監査を実施した監査委員	.....	1 頁
4 監 査 の 方 法	.....	1 頁
5 監 査 の 主 眼	.....	2 頁
6 監 査 の 結 果	.....	2 頁
都 市 整 備 部	.....	3 頁
二 見 総 合 支 所	.....	4 頁
小 俣 総 合 支 所	.....	4 頁
上 下 水 道 部	.....	5 頁
教 育 委 員 会 事 務 局	.....	6 頁
消 防 本 部 ( 署 ・ 分 署 )	.....	7 頁
7 む す び	.....	8 頁
随 時 監 査 ( 工 事 監 査 )	.....	9 頁
財 政 援 助 団 体 等 監 査	.....	25 頁

## 定期監査(後期)

### 1 実施期間及び対象箇所 (平成 28 年 1 月 15 日から平成 28 年 1 月 29 日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成 28 年 1 月 15 日	小俣総合支所地域振興課、小俣総合支所生活福祉課 教育研究所、学校教育課
平成 28 年 1 月 18 日	社会教育課、教育総務課 文化振興課、スポーツ課
平成 28 年 1 月 19 日	上野小学校、沼木中学校 城田中学校、城田幼稚園、城田小学校
平成 28 年 1 月 20 日	有緝小学校、御菌小学校、神社小学校、港中学校
平成 28 年 1 月 21 日	浜郷小学校、監理課、基盤整備課
平成 28 年 1 月 25 日	交通政策課、都市計画課
平成 28 年 1 月 26 日	建築住宅課、都市整備部現地、維持課、用地課
平成 28 年 1 月 28 日	二見総合支所地域振興課、二見総合支所生活福祉課 消防本部、小俣分署
平成 28 年 1 月 29 日	水道事業、下水道事業、上下水道部現地

### 2 定期監査の対象事務

平成 27 年度 (4 月から 9 月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ) における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査を実施した。

### 3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣 (識見監査委員)  
中 井 豊 (識見監査委員)  
鈴木 豊 司 (議選監査委員)

### 4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

さらに、工事については抽出し、現場において説明を受けた。

## 5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、負担金、補助金等の効果は十分発揮されているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

## 6 監査の結果

予算の執行は計画的に実施されており、また、簡易な事務ミスはあるものの、おおむね適正に行われていたことを認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりである。監査時に気付いた簡易な事項については、その都度口頭で指摘した。改善を必要とする項目については、是正を指示した。

### (全般的共通事項)

- (1) 事務事業においては進捗状況を確認し、予算の執行については、関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられ、改善するよう指示したところである。それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。  
今後とも市民の求めるニーズを的確に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。
- (2) 各部署において、経験豊富な職員の退職が今後多数見込まれる。技術や知識を次世代へ継承するため、部内での研修や情報共有の取り組みを図られたい。
- (3) 事務補助団体の経理事務において、その処理方法が一部不適切な取り扱いが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。  
また、補助金交付については、補助金等交付規則に基づきその適否(公益性、必要性、目的、効果)を検証するとともに、実績報告の審査にあたってはより一層厳正に精査されたい。
- (4) 時間外勤務については、その削減に鋭意取り組まれているところであるが、国の施策に伴う関連業務の増大もあり、増加している部署も見受けられた。今後の業務見直し、効率化、仕事の配分等を考え、削減の努力を望むものである。  
管理職員におかれては、職員の心身の健康面に配慮しつつ、時間外業務が特定の職員に集中しないように、所属内の事務分担の平準化を図られたい。
- (5) 文書事務については、收受印漏れ、決裁区分の誤り、鉛筆書きなどが散見された。さらに、公文書にもかかわらず簡易決裁で処理されているものが見受けられた。  
文書は行政機関の諸活動における記録の保存、責任の明確化等の観点から重要であり、行政の適正かつ効率的な運営にとって必要なものであるとともに、情報公開条例に基づく開示請求の対象でもある。職員一人ひとりが関係規定を理解し適正な処理をされたい。さらに、文書の保存についても、文書管理規程に基づき適正な管理を望む。  
また、研修会、先進地視察等の復命書は、得られた情報・知識や経験の記録であり、情報共有の意味合いもある。出張者のみに留まらず部内での有効な活用に努められたい。

## (各課・所に関する事項)

### 都市整備部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【監理課】

##### 指摘事項

- (1) 事務補助団体において、経理簿に日付が記載されていないもの、収入伝票が作成されていないものが見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。
- (2) 時間外勤務が昨年度と比較して約2倍に増加している。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費抑制の見地からも、業務の見直しを図り削減されたい。

##### 意見

- (1) 宇治山田港湾のプレジャーボート対策において、不法係留物件が未だ数多く残っていることから、関係機関と協議の上、早期解消を望むものである。
- (2) 経験豊富な職員の退職が今後多数見込まれる。技術や知識を次世代へ継承するため、部内での研修や情報共有の取り組みを進めていただきたい。

#### 【都市計画課】

##### 指摘事項

- (1) 課長の復命が本人決裁になっているものが見受けられた。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 事務補助団体において、収入支出伝票が作成されていないものが見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。

#### 【基盤整備課】

##### 意見

- (1) 神菌工業団地土地利用計画業務委託終了直後、神菌工業団地への進出企業が発表された。当該業務委託の成果に一部活用されない部分が見受けられた。庁内間の情報の連携を強く望むものである。

#### 【維持課】

##### 指摘事項

- (1) 復命書の印漏れ、收受起案文書の收受印漏れ、及び見積依頼とその結果報告が別々の簿冊に綴じられているものなどが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

##### 意見

- (1) 10万円未満の修繕工事において、工事金額内訳がわかりづらいものが見受けられる。契約額が10万円未満のものは見積書の徴取は不要ではあるものの、工事費の妥当性を

確保するため、積算根拠を明らかにするよう努められたい。

**【用地課】**

指摘事項

- (1) 副参事の復命書が課長決裁になっているものが見受けられた。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

**【建築住宅課】**

意見

- (1) 住宅使用料の滞納は、負担の公平性の観点から懸念するところである。更に未収金対策に取り組まれるよう望むものである。

**二見 総合支所**

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

**【地域振興課】**

指摘事項

- (1) 昨年度も同様の意見を述べているが、賓日館の指定管理の経理状況において、実績報告書記載の施設利用料金と通帳への入金額が不整合のもの、長期間にわたる現金の保管が見受けられた。また、月次試算表が指定管理にかかるもののみで作成されていない。適切な管理指導をされたい。

**【生活福祉課】**

指摘事項

- (1) 二見老人福祉センター関係書類において、意思決定を行う決裁を簡易決裁用紙で処理している。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 二見老人福祉センター施設管理業務において、仕様書には記載がないが施設管理に不可欠な業務報告を受けている。必要な業務は仕様書に記載されたい。

**小俣 総合支所**

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

**【地域振興課】**

指摘事項

- (1) 市営小俣駐車場の解約届に受付印漏れが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。



- (2) 防犯灯修繕において、大幅な支払い遅延及び立替払いがあった。業者からの請求と支払いをチェックする体制を整えられたい。

#### 【生活福祉課】

##### 指摘事項

- (1) 離宮の湯の指定管理業務において、業務報告書の簡易決裁用紙での供覧や受付印漏れが見受けられた。また、保健福祉会館の指定管理者からの業務報告書を受け取っているにもかかわらず、供覧せず担当者が保管していた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 保健福祉会館の指定管理基本協定書に「自主事業の企画及び実施」とあるが実施されていない。また、指定管理委託料の一部が保健福祉会館運営交付金の対象事業に充てられている。基本協定書を遵守するよう適正な指導監督をされたい。

## 上 下 水 道 部

### 水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【水道事業】

##### 指摘事項

- (1) 復命書において、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 旅費の起案において、勤務地最寄り駅以外の駅を起点として算出しているものがあるが、その理由が記されていない。職員等の旅費に関する条例に基づき適正な事務処理をされたい。

##### 意見

- (1) 収入支出伺いの簿冊において、文書を起案順に綴じているが、事務の効率化を図るため節別に整理するなど検索しやすい管理方法を検討されたい。
- (2) 人口の減少により総配水量の減少が見込まれるなか、施設の老朽化や耐震化への対応など、今後の施設整備に多額の経費が予測される。計画的な施設整備と健全経営への配慮を望むものである。

#### 【下水道事業】

##### 指摘事項

- (1) 復命書において、鉛筆書きのメモが残されているもの、また、起案文書において、施行日抜け、收受印漏れ、收受日誤り、收受漏れ、收受文書での鉛筆訂正などが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

- (2) 旅費の起案において、勤務地最寄り駅以外の駅を起点として算出しているものがあるが、その理由が記されていない。職員等の旅費に関する条例に基づき適正な事務処理をされたい。

#### 意見

- (1) 収入支出何いの簿冊において、文書を起案順に綴じているが、事務の効率化を図るため節別に整理するなど検索しやすい管理方法を検討されたい。

### 教育委員会事務局

教育総務課 学校教育課 社会教育課 スポーツ課 文化振興課 教育研究所  
各小中学校・幼稚園

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【教育総務課】

##### 指摘事項

- (1) 時間外勤務の削減は評価するが、月 100 時間を超えている職員がいる。管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

#### 意見

- (1) 学校修繕の発注が特定の業者に偏っている。修繕内容によっては緊急性もあるかと思われるが、受注機会の公平性及び費用の妥当性・透明性を確保するため業者選定に留意されたい。

#### 【学校教育課】

##### 指摘事項

- (1) 事務補助団体において、請求書に日付が記載されていないもの、請求額の根拠書類が添付されていないものなどが見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。

- (2) 費用弁償の資金前渡において、精算日が 5 日以上経過しているものが見受けられた。会計規則に基づき適正な処理をされたい。

#### 意見

- (1) 学校給食会の決裁がすべて理事長決裁となっている。理事長は校長であることから、日常的な決裁は事務局長とするなど、事務の効率化を図るよう検討されたい。

#### 【社会教育課】

##### 指摘事項

- (1) 事務補助団体において、立替払いや資金前渡の精算報告書の未作成、戻入の伝票記載収入日と通帳入金日の不整合などが見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。

## 【スポーツ課】

### 指摘事項

- (1) 復命書において、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。
- (2) 事務補助団体において、立替払い、通帳の出入金が経理簿に記載されていないものなどが見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。
- (3) 体育施設の指定管理において、10万円以上の修繕は複数業者から見積もりを徴取するなど市の契約規則に準ずるよう指導されたい。

## 【文化振興課】

### 指摘事項

- (1) 尾崎罌堂記念館の指定管理において、職員が出勤日を失念し、開館時間が遅れる事例があった。再発することのないよう指導徹底されたい。
- (2) 激励金の資金前渡において、精算日が5日以上経過しているものが見受けられた。会計規則に基づき適正な処理をされたい。

### 意見

- (1) 次回の国政選挙から選挙権年齢が18歳に引下げられるが、若年層が政治・選挙に関心を持つよう、尾崎罌堂記念館をその教材として活用することを望むものである。
- (2) 文化財維持管理業務委託において、特定事業者との10万円に近い契約が多く見受けられた。契約の相手方及び工事価格の妥当性・透明性を確保するため、適正な事務の執行に努められたい。

## 【教育研究所】

### 指摘事項

- (1) 不登校ハーモニーハート総合推進事業において、活動参加費の返金に際し職員7名分の受領書が添付されていない。会計規則に基づき適正な処理をされたい。

## 【各小中学校・幼稚園】

### 指摘事項

- (1) 文書管理において、決裁日・発送日記載や決裁印の漏れ、会計処理において、経理簿と出納帳の不整合、経理簿の未作成、長期間にわたる現金保管、立替払いなどが多数見受けられた。教育委員会で作成した処理マニュアルに基づく運用を徹底されたい。

## 消防本部（署・分署）

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 指摘事項

- (1) 復命書において、作成日付が出張終了以前になっているもの、復命書及び外部文書を簡易決裁用紙で処理しているものなどが見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な処理をされたい。
- (2) 防災啓発活動用映像制作業務委託において、見積もり依頼をしているにもかかわらずそれに対する報告書類が添付されていない。適正な事務処理をされたい。
- (3) 郵便切手受払簿が作成されていないもの、領収書の使用において不適切な処理などが見受けられた。文書管理規程及び会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。

#### 意見

- (1) 消防団キャラクター「いせりい」は歌や踊りも作られていることから、様々なイベントでの一層の活用を望むものである。
- (2) 救命救急士の特定行為は救命率の向上につながるものと評価されていることから、搭乗率を早期に100%とされるよう期待したい。

## 7 むすび

今回の定期監査においても、前年と同様なミスが見受けられた。

概観すると、規定の確認不足や理解不足、不十分な検証、委託先への指導不足等によるミスである。

改善に向けて、所属する職場内での研修の充実や、より一層の自己啓発を求めたい。

また、時間外勤務の多さも目立った。厳しい時間制約があることを前提とした業務体制の構築や運営に努められ、あわせてワークライフバランスに資する取組みも進めていただきたい。

職員を取り巻く環境は、制度改正や権限委譲により増大し複雑化する業務への迅速な対応と知識の修得を求めている。職員の一層の研鑽を望むものである。

## 随時監査（工事監査）

### 1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
平成 28 年 2 月 26 日	一色町津波避難施設新築工事	防災施設整備課

### 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査

### 3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣（識見監査委員）  
中 井 豊（識見監査委員）  
鈴木 豊 司（議選監査委員）

### 4 監査の方法

平成 27 年度施行の工事のうち、大規模かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、書類審査及び現地調査を依頼するとともに、技術士に同行して監査を実施した。

### 5 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については 6 に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

#### (1) 計画

##### 意見

ア 緊急避難場所であり、飲料水や仮設用トイレ等の設備が十分にできないため、危険が去ったあとの避難者の移動は急を要する。計画は徒歩で移動することになっている。今後、屋上にヘリコプターが着床できる構造にする等避難者が早期に移動できる方法の検討が望ましい。

イ 入札用仕様書は設計業務委託仕様書に代わるものと考えられる。記載内容は一般的な事項に加えて、建物の性能（目標供用年数）やリサイクル製品の採用等発注者として、設計に反映したい事項も具体的に記すことが望ましい。

#### (2) 設計

##### 指摘事項

ア 建物の長寿命化を図るために鉄筋のかぶり厚さを増やすことにしているが、施工誤差を考慮した設計かぶり厚さや長寿命化を考慮したかぶり厚さが特記仕様書に明記さ

れていない。今後、明記する必要がある。

#### 意見

ア 設計図にはリサイクル製品の採用が少ない。官庁施設は積極的に採用することが望まれ、今後、入札用仕様書にリサイクル製品の採用を記し、発注者として設計者に認知させることが望ましい。

### (3) 積算

#### 指摘事項

ア 設計書の作成は数量積算、業者見積書の徴集、単価の設計書への記入、単価調整、歩掛、かけ率まで、設計業務委託先が行っている。この設計書の作成手順では設計金額の漏えいに繋がり易く守秘をするのは難しい。

今後、設計業務委託先の作業は、数量積算、業者見積の徴集、最低単価の設計書への記入までとして、これ以降の単価の調整、歩掛、かけ率の決定、仮設費、共通費（工事規模によるかけ率で算出）の算出及び集計は、当市防災施設整備課担当者（市職員）が行う必要がある。この手順にすると設計金額の守秘は保たれる。

#### 意見

ア 単価のかけ率は、一律にしないで、県のかけ率、周辺自治体のかけ率を調査し、その値を参考にして決定することが望ましい。

イ 設計図の記載ミスが散見された。特に特記仕様書は契約図書として優先順位が高い。今後、査図内容の充実を図ることが望まれる。

### (4) 施行管理

#### 指摘事項

ア 施工計画書の記載内容が乏しい。施工計画書は発注者と施工者の品質に関する約束事であり、記載内容の充実を図る必要がある。記載内容（目次等）は建築工事監理指針や市販の書籍を参考にして、書類受領時に指導されたい。

イ 技能士を必要とする場合は、特記仕様書に工種名を明記する必要がある。なお技能士の確認は、施工計画書で行うのではなく、作業員の現場入場時に資格証と本人を直接確認することが必要である。施工計画書に記載している作業員と資格は、協力会社に在籍している有資格者全員を記載している。施工計画書で確認した場合、どの作業員が当工事に従事したか不明となる。

ウ 統責者の現場巡視記録がない。現場巡視は統責者の重要な職務の一つである。監督職員は、統責者に日々、現場を巡視させ、不具合事項を抽出し是正が完了した記録書を残すように指導する必要がある。一般に、記録書は日々の作業指示書に安全衛生に関する記録欄を設けて記載している場合が多い。

エ 建設産業廃棄物処理関係書類の整備が不足している。最終処分場を確認した写真を添付する必要がある。

### (5) 品質

#### 指摘事項

ア 鉄筋工事において、配筋検査記録は工事写真になっている。配筋検査記録書が作成されていない。施工者が行う自主検査の記録書と監督職員が行う検査の記録書を作成して、不具合事項を是正した記録書にすることが必要である。

イ 鉄骨のミルシートが、商社発行のものになっている。製造者のミルシートが必要である。

ウ 塗膜防水層の厚さ確認は、硬化物の比重を確認して、単位面積当たりの材料使用量を算出して、施工後、使用材料の総量と施工面積で確認する必要がある。

#### 意見

ア 掘削時の湧水処理は、ノッチタンクを経由して道路排水溝に排水している。コンクリートに接した湧水はPH値12になることがあり、排水基準を超えることがある。掘



削時に生じる湧水を既設側溝に排水する場合は、苦情があった場合に備えて、適時、リトマス試験紙によってPH値の測定をして、データとして記録に残しておくことが望ましい。

イ 電気設備工事において、接地極は接地抵抗値がD種接地(300V以下の機器の外箱用・基準値100Ω以下。)であっても、10Ω以下を目標に設置することが望ましい。

#### (6) 施工監理(監督)

指摘事項

ア 監督職員は施工者に対し協力会社が、建退共、中退共、自社退職金制度のうち、どの制度を適用しているか調査するように指導する必要がある。

意見

ア 建物の品質向上を図るには段階検査を充実させる必要がある。今後、委託監理者を設けない場合は監督職員の現場巡視回数を増やすことが望ましい。

## 6 工事技術調査結果報告書の概要

### (1) 工事概要

ア 工事場所	伊勢市一色町地内
イ 工事内容	建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事一式 鉄筋コンクリート造3階建 建築面積 643.09 m <sup>2</sup> 延床面積 1,102.58 m <sup>2</sup> 敷地面積 1,865.80 m <sup>2</sup>
ウ 工事請負者	株式会社 伊藤工務店 (以下、施工者という) 契約者(代表者) 中村 哲也 住所 三重県伊勢市河崎1丁目11番4号
エ 設計業務受託者	株式会社 山本設計 契約者(代表者) 山本 健司 住所 三重県伊勢市御薊町長屋2639番地
オ 事業費	設計金額 350,028,000円(税込み) 契約金額 312,575,760円(税込み) 契約率 89.30%
カ 工事期間	平成27年7月8日～平成28年3月15日
キ 進捗状況	計画進捗率95%、実施進捗率95% 平成28年2月26日現在 工程の遅れなし
ク 公告	平成27年4月20日
ケ 入札年月日	平成27年5月26日 要件付一般競争入札 参加業者8社
コ 財源内訳	国庫補助率(2/3) 起債充当率(1/3×0.95以内)
サ 低価格入札の有無	なし
シ 契約年月日	平成27年7月8日
ス 履行保証体系	株式会社 百五銀行 履行保証証券
セ 工事監督職員	防災施設整備課防災施設整備係 主事 田村 雅秀

### (2) 総評

ア 書類調査結果について

工事関係書類について調査した結果、必要な書類は良く整備されている。提示された書類を調査し、疑問点は関係者に質問すると共に、当該工事の計画、設計、積算、入札・契約、施工管理、品質管理、施工監理(監督)等の技術的事項の実施状況について調査

した。その結果は、おおむね良好と判断した。

イ 現場施工状況調査結果について

本調査時点における工事進捗率は95%程度で、建屋はおおむね完成しており、室内床の防水工事及び外構工事が進行中である。目視する限り設計図書並びに計画工程に従って、総体的に良好な出来栄で施工されている。

なお、特に注意が望まれる個々の指導事項については、各項の「所見」に示すとおりである。

(3) 書類調査結果

書類調査は、事前に質問書を作成して回答を頂き、その質問・回答書に基づいてヒヤリングし回答内容を確認すると共に、抜取りで提示された書類を調査した。各項の初めに調査した事項を箇条書きにし、項末の「所見」で指導事項を記す。また、本報告書の「所見」は、次のような考えで記述している。

「・・・必要である」： 筆者が記述した事項の順守を強く要望しているもの。

「・・・望ましい」： 筆者が可能な限り記載事項の順守を期待しているもの。

ア 工事着手前の書類

(ア) 計画

a 経緯

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年度三重県公表の津波浸水想定を基に、津波避難所の見直し及び避難計画が策定された。津波災害から特定避難困難地及び特定避難人口の抽出を行った結果、伊勢市内7地区（村松町・大湊町・有滝町・一色町・磯町・二見町西・馬瀬町）において、津波緊急避難所の整備が必要ことが判明した。その後、避難計画及び避難所の見直しを経て、8地区（村松町・大湊町・有滝町・一色町・磯町・二見町西・二見町今一色・東豊浜町）に津波避難施設の整備を進めることになった。

なお平成25年度に村松町、平成26年度に大湊町が完成しており、27年度に有滝町及び一色町の津波避難施設が発注された。当技術調査結果報告書は一色町の技術調査結果である。

b インフラ整備

- ・津波災害発生時の避難経路は、警察署との協議は行っていない。避難経路には避難誘導看板を設置する予定との回答である。
- ・危険が去った後の安全避難場所への移動は、基本的に徒歩で計画されている。したがって、現状の計画では、浸入水がなくなるまで避難住民の移動が困難な状態である。

c 地元への説明

- ・近隣説明会は、自治会役員に対して、地元公民館において設計時及び工事着手前に各1回開催している。参加者はいずれも10名程度であったとの回答である。

d 設計業務委託先の選定

- ・設計者の選定は、要件付一般競争入札によっている。要件は、市内に本店を有し、200万円以上の建築設計業務の元請の実績を有する設計事務所としている。なお当工事の設計者は、既に完成している村松町、大湊町の津波避難施設の設計者とは別の設計者である。
- ・設計に関する要求性能は、入札用仕様書に設計要領を添付しているとの回答である。要求性能は、鉄筋コンクリート造、避難スペース面積870㎡程度、避難スペースの高さはGL+8.5mで、津波避難ビルに係るガイドラインに準じる建物としている。

「所見」



事業の背景等をもとに事業計画が整理され、関連工事相互間の調整も適切に行われている。設計委託先には入札用仕様書が発行されている。与条件は設定されており、事業計画は適切に行われている。

計画の項における指導事項は、以下のとおりである。

- ・緊急避難場所であり、飲料水や仮設用トイレ等の設備が十分にできないため、危険が去ったあとの避難者の移動は急を要する。計画は徒歩で移動することになっている。今後、屋上にヘリコプターが着床できる構造にする等避難者が早期に移動できる方法の検討が望ましい。
- ・入札用仕様書は設計業務委託仕様書に代わるものと考えられる。記載内容は一般的な事項に加えて、建物の性能（目標供用年数）やリサイクル製品の採用等発注者として、設計に反映したい事項も具体的に記すことが望ましい。

## (イ) 設計

### a 意匠設計

#### (a) 設計上配慮した点

- ・当施設は、建築基準法上建築物として取り扱われている。竣工後は、津波緊急避難所に指定される。平面計画においては、階段を分散させることにより、避難者が滞留しにくい配置計画にしている。また、柱を円形にすることで津波漂流物の滞留しにくい形状になっている。
- ・収容人員は1408人で、2人/㎡となっている。ちなみに、避難施設の資料によると、和歌山県串本市は1人/㎡で計画されている。
- ・平常時の建物の活用方法は、避難訓練など防災に関連することに利用するとの回答である。
- ・階段の蹴上及び踏面の寸法は、建築基準法第23条「小学校における児童用のもの」を採用している。自力避難が困難になる恐れのある人には、備品として垂直避難用の搬送補助器具（おすわり担架・エアーストレッチャー、今回別途工事）を配置することとしている。今後、避難訓練等の実施により、使用方法の習得を自治会へお願いするとの回答である。
- ・当施設と避難救助基地との連絡方法は、防災行政無線屋外子局を設置する予定になっている（今回工事とは別途工事）。設置後は、市役所の親局及び各子局と無線通信が可能となる。
- ・建設地は海岸から約1.5km、河川から約370m離れた位置にあり、塩害地域であることを考慮して、仕上げ材や設備機器は塩分による防錆に配慮した設計をしている。

#### (b) 環境対策

- ・設計に取り入れたリサイクル製品はないとの回答である。公共工事では設計に取り入れることが望ましい。
- ・避難施設を構築することによって、振動や騒音等による周辺に悪影響を与える心配はない。

#### (c) 建物の維持管理

- ・建屋は一時的な避難施設であり、必要最低限の仕上げ及び設備となっていることもあり、維持管理について点検が必要な項目は少ない。
- ・屋上に設置している太陽光発電設備や塗膜防水層の点検には、3階よりタラップを使用して屋上に容易に上がることができる。完成後、維持管理をするうえで、設備的に問題になることは少ない。

#### (d) 建物の長寿命化対策

- ・建屋の長寿命化対策として、鉄筋のかぶり厚さを増やしたとの回答である。特記仕様書には、最小かぶり厚さの記載であり、施工誤差を考慮した設計かぶ

り厚さや長寿命化対策に伴うかぶり厚さの記載がない。

b 構造設計

(a) 構造計算書

- ・当避難施設は、建築確認申請を行っている。
- ・構造計算書の構造計算書適合性判定を行った第三者機関は、公益財団法人三重県建設技術センターである。
- ・設計用浸水深は 3.07mを採用している。この値は三重県が公表している理論上の最大値であり、東海、東南海、南海地震が連動して発生した場合に生じる浸水深との回答である。
- ・官庁施設の総合耐震計画基準の耐震安全性の分類による重要度係数は、避難所であることから  $I=1.25$ 、地域係数  $Z=1.0$ （三重県）としている。数値の設定に不具合はない。
- ・構造計算手法は、ルート 3 を採用している。鉄筋コンクリート造の構造計算法は、ルート 1、ルート 2-1、ルート 2-2、ルート 2-3、ルート 3 がある。ルート 3 は保有水平耐力の確認と転倒の確認が行われる高度な構造計算法である。構造計算は構造計画の延長上にあって数値的に裏付けるものである。
- ・津波の進行方向は、北から南へ向かって襲来するものと考えられている。建物の配置は、長辺方向が津波の襲来方向となっており不利な配置になっている。
- ・避難施設の転倒に関して、津波の波力は受圧面の津波波圧と建物幅の積を高さ方向に積分した値としている。また、建物は円柱のピロティー方式となっており、受圧面積は柱及び梁の耐圧部材のみを受圧面積としている。波力の作用位置は床位置に集中して作用するものとしたとの回答であり不具合はない。
- ・保有水平耐力と必要保有水平耐力は、以下のとおりである。

(X 方向)

階	保有水平耐力 Qu (kN)	必要保有水平耐力 Qun (kN)	Qu/Qun >1.25	判定
3 階	5,216.9	3,453.3	1.51	0. K
2 階	9,719.7	6,434.2	1.51	0. K
1 階	14,598.2	9,663.4	1.51	0. K

(Y 方向)

階	保有水平耐力 Qu (kN)	必要保有水平耐力 Qun (kN)	Qu/Qun >1.25	判定
3 階	4,728.5	3,453.3	1.36	0. K
2 階	8,809.1	8,434.2	1.36	0. K
1 階	13,230.0	9,663.4	1.36	0. K

(津波時)

	保有水平耐力 Qtu (kN)	必要保有水平耐力 Qt (kN)	Qu/Qun >1.25	判定
X 方向	16,167.2	1,623.0	9.96	0. K
Y 方向	15,437.5	3,957.9	3.90	0. K

保有水平耐力は建物の変形角を 1/200 の時点としたとの回答であり、保有水平耐力は安全側の値になっている。

- ・転倒について、杭は設計時に地盤の液状化を考慮しており、津波時に生じる浮力についても検討しているとの回答であり不具合はない。杭は経済性を考慮して PHC 杭で設計している。
- ・極稀に発生する大地震時には、基礎の水平変位量は 1.32 cmとの回答であり、

変位量は少ないことが確認されている。

- ・津波により漂流物が構造物に衝突する場合の対応について、構造的に配慮している点は、コンテナ程度（柱1本に200kN）の衝突力を津波波力に加えて構造計算をしているとの回答である。

(b) 地震発生時における地盤の液状化対策

- ・建設地のボーリング図を見ると、地下水位は高く、緩い砂質土であり地盤の液状化が生じ易い地盤である。したがって、PHC杭は地盤の液状化を考慮して設計しているとの回答である。周辺地盤が液状化しても杭支持力の心配は少ない。

(c) 躯体のひび割れ対策

- ・建屋は純ラーメン構造であり耐力壁はない。屋上のパラペットはシングル配筋になっており配筋量が少なく、ひび割れ誘発目地がないのは残念である。しかし、パラペットの高さは450mmと低く、天端はウレタン防水が施工されており、天端にひび割れが生じても雨水が浸入することは少ないと考えられる。

「所見」

設計基準や資料に基づき、仕様書及び図面は的確に作成されている。環境への配慮、コストへの配慮も検討され、事業目的に適合した設計になっている。

設計の項における指導事項は、以下のとおりである。

- ・建物の長寿命化を図るために鉄筋のかぶり厚さを増やすことにしているが、施工誤差を考慮した設計かぶり厚さや長寿命化を考慮したかぶり厚さが特記仕様書に明記されていない。今後、明記する必要がある。
- ・設計図にはリサイクル製品の採用が少ない。官庁施設は積極的に採用することが望まれ、今後、入札用仕様書にリサイクル製品の採用を記し、発注者として設計者に認知させることが望ましい。

(ウ) 積算に関する書類

- ・設計書の作成に当たっては、数量積算は設計業務委託先（（株）山本設計）が行っている。この方法を採用している自治体は多い。
- ・採用した積算基準は、公共建築工事積算基準、建築数量積算基準及び同解説で、算出根拠や数量計算書はあるとの回答である。
- ・業者見積は3社以上を設計業務委託先が取り寄せている。業者見積書を取り寄せた職種は、杭工事、押出し成型セメント板工事、金属工事、建具工事である。
- ・設計書の値入手順は、設計業務委託先（（株）山本設計）が業者見積書の最低価格を設計書に記入し、単価調整や歩掛の検討も設計業務委託先が、刊行物や業者見積に準拠して行っている。単価のかけ率は85%としたとの回答である。したがって、設計書を作成するにあたり、当市防災施設整備課担当者が関与している内容が少ない。
- ・設計書の照査は、当市防災施設整備課の担当者が行っている。
- ・設計業務委託先から設計図を受領する際は、当市防災施設整備課の担当者が、記載内容が入札用仕様書に適合していることを確認しているとの回答である。しかし、設計図のうち特に特記仕様書は記載ミスが散見される。
- ・イニシャルコスト及びランニングコストの検討に当たっては、津波避難施設構造工法比較検討表が作成されており、多項目に亘って検討して構造選定をしている。検討項目は、鉄筋コンクリート造、PC構造、鉄骨造、築山の4工法の構造特性、浮力に対する検討、漂流物に対する検討、施工性の検討、地元への経済性、多目的利用、耐用年数、築造費、維持管理費等について検討を行い、総合評価は鉄筋コンクリート造が最良となっている。しかし、筆者は用地の確保ができれば築山方式が最良と考える。

## 「所見」

積算の項における指導事項は、以下のとおりである。

- ・設計書の作成は数量積算、業者見積書の徴集、単価の設計書への記入、単価調整、歩掛、かけ率まで、設計業務委託先が行っている。この設計書の作成手順では設計金額の漏えいに繋がり易く守秘をするのは難しい。

今後、設計業務委託先の作業は、数量積算、業者見積の徴集、最低単価の設計書への記入までとして、これ以降の単価の調整、歩掛、かけ率の決定、仮設費、共通費（工事規模によるかけ率で算出）の算出及び集計は、当市防災施設整備課担当者（市職員）が行う必要がある。この手順にすると設計金額の守秘は保たれる。

- ・単価のかけ率は、一律にしないで、県のかけ率、周辺自治体のかけ率を調査し、その値を参考にして決定することが望ましい。
- ・設計図の記載ミスが散見された。特に特記仕様書は契約図書として優先順位が高い。今後、査図内容の充実を図ることが望まれる。

### (エ) 入札・契約に関する書類

- ・入札の公告は、電子入札システムによって行っている。
- ・入札方式は、要件付一般競争入札である。入札参加業者は 8 社で、1 回で落札している。
- ・入札参加資格の審査は、契約担当課（管財契約課）が、当市の基準に準じて行っている。
- ・入札参加業者が使用できる見積資料は、設計図、設計書（金抜き明細書）である。したがって、設計数量の公開は行っている。
- ・工事を施工するに当たって、特に制約を受ける施工条件はない。
- ・入札業者からの質疑は、1 社から 3 件があったとの回答である。
- ・見積期間は 36 日間である。建設業法では予定金額が 5 千万円以上の工事は 15 日以上となっており適正である。
- ・施工何から契約までの経緯は、施工何（H27. 4. 14）→契約委審査委員会（H27. 4. 16）→入札案件公告（H27. 4. 20）→開札（電子入札、H27. 5. 26）→仮契約（H27. 5. 29）→契約議案議決・本契約（H27. 7. 8）である。
- ・入札保証金は、免除されている。
- ・落札者は、履行保証保険を（株）百五銀行にかけており、保証金額は契約金額の 10% である。
- ・支給材料や貸与品はない。
- ・監理技術者（現場代理人）は、1 級建築施工管理技士及び監理技術者資格者証の資格所持者であることは、資格証の写しで確認されている。
- ・契約前に着工している工事はない。
- ・中間出来高検査は、当市検査室が平成 28 年 2 月 16 日に、出来高 80% の時点で行っている。支払金額は出来高の 60% である。
- ・施工者への監督職員通知は、「監督員通知書」が市長名により、平成 27 年 7 月 8 日に発行されている。
- ・設計変更は生じていない。

## 「所見」

入札の公告等の諸手続き、資格審査事務、契約保証金の取扱い等は適正に行われ、入札・契約関係の事務処理は適正に行われている。

### ア 工事着手後の書類

#### (ア) 施工管理に関する書類

##### a 施工計画書・施工報告書

- ・施工計画書を作成した工種は、総合施工計画、杭工事、土工事、鉄筋工事、型枠



- 工事、コンクリート工事、鉄骨工事、防水工事である。総合施工計画書、杭工事、防水工事の施工計画書を検分したが、記載内容は協力会社が作成したものになっており、施工者（元請け）として安全管理や品質管理についての記載が少ない。
- ・施工計画書の承諾手続きは、施工者作成→監督職員が内容確認・承諾→課長が内容確認・承諾の手順であり不具合はない。
  - ・施工報告書は、杭工事、鉄筋工事の超音波探傷試験、コンクリート圧縮強度試験について提出されている。今後、防水工事において施工報告書を提出させることが望ましい。
  - ・施工者の責任による仮設や工法について、特に問題になる事項はない。
- b 品質性能確認・試験
- ・使用材料の品質性能確認は、使用材料承諾書に添付されている製品仕様書やカタログによっている。カタログを使用した場合は、採用して材料にマーキングがされており不具合はない。
  - ・現在、使用材料承諾書によって 14 件の材料が承諾されている。
  - ・特記仕様書には、技能士を積極的に活用と記しているが、具体的な工種名が記されていない。しかし、採用した技能士は、鉄筋、型枠、防水、コンクリート圧送施工、左官である。資格確認は施工計画書で行ったとの回答であるが、書類での確認では十分とは言えない。
- c 工程管理
- ・基本工程表は、ネットワーク手法で作成しているが記載内容が乏しい。基本工程表には、施工図承諾時期、検査立会い時期、工程に見合った安全事項、工程表作成日、作成者氏名の記入が必要である。
  - ・技術調査日（平成 28 年 2 月 26 日）の、計画進捗率は 95%、実施進捗率は 95% との回答であり工程の遅れはない。
  - ・日常の工程管理は、月間工程表、週間作業予定表、前週の作業実績書を提出させて、進捗状況を確認しているとの回答である。不具合はない。
- d 安全衛生管理
- ・統括安全衛生責任者（統責者）は、特記仕様書によって指名されている。ちなみに、当工事の場合、統責者は現場代理人である。
  - ・安全衛生協議会は、施工者が毎月初めに現場事務所において、当月に従事する工種の責任者を参集させて開催しており記録書はある。
  - ・新規入場者教育は、施工者の書式によって、作業員の現場入場時に行っており受講者の自筆サインがある。
  - ・社内の安全衛生パトロールは、母店の社員と協力会社 4~5 名により、毎月 18 日に行って実施記録はある。不具合指摘事項の是正報告は書類で行っている。
  - ・統責者の現場巡視記録がない。監督職員として、統責者に日々の作業指示書を作成させ、所見欄に巡視結果を手書きで記録すること及び不具合事項があった場合、是正確認をした施工担当者が作業指示書に自筆サインをして記録に残すように指導することが必要である。
  - ・MSDS（材料安全データシート）は防水材について取寄せている。接着剤、塗料についても取寄せておく必要がある。
  - ・現場で化学物質（シンナー等）の保管はしないで、作業員の持ち帰りにしている。適正な処置である。
  - ・電気保安技術者は、守田電気工業の社員で第一種電気工事士を選任している。
- e 建設産業廃棄物処理関係書類
- ・建設産業廃棄物処理関係の書類は、委託契約書の写し、産業廃棄物処分業許可証の写し、産業廃棄物収集運搬許可証の写し、許可車両の一覧表、運搬経路図は揃

っている。しかし、最終処分場を確認した写真が添付されていないので、添付する必要がある。

- ・マニフェスト（産業廃棄物管理票）は、電子マニフェストで管理している。発行枚数は110枚との回答である。不具合はない。

f 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書とその実施書

- ・再生資源利用計画書には、碎石とアスファルトが記載されている。再生資源利用促進計画書は、該当する材料がなく作成されていない。完成時には再生資源利用計画書の実施書が必要になるので注意されたい。

g 官公署への提出書類

- ・労働基準監督署へは、機械等設置届（足場・型枠支保工）、適用事業報告書、特定元方事業開始報告書、時間外労働休日労働に関する協定届が提出されている。

h 維持管理

- ・建屋完成後の日常点検や清掃等の維持管理は、地元自治会で行う予定との回答である。

- ・完成後は、当市が地元自治会に建屋の点検チェックシートによって点検方法を説明する必要がある。

i その他確認事項

- ・グリーン方針による調達品に該当する材料はない。

- ・工事写真の整理はできている。

「所見」

施工管理の項の指導事項は、以下のとおりである。

- ・施工計画書の記載内容が乏しい。施工計画書は発注者と施工者の品質に関する約束事であり、記載内容の充実を図る必要がある。記載内容（目次等）は建築工事監理指針や市販の書籍を参考にして、書類受領時に指導されたい。

- ・技能士を必要とする場合は、特記仕様書に工種名を明記する必要がある。なお技能士の確認は、施工計画書で行うのではなく、作業員の現場入場時に資格証と本人を直接確認することが必要である。施工計画書に記載している作業員と資格は、協力会社に在籍している有資格者全員を記載している。施工計画書で確認した場合、どの作業員が当工事に従事したか不明となる。

- ・統責者の現場巡視記録がない。現場巡視は統責者の重要な職務の一つである。監督職員は、統責者に日々、現場を巡視させ、不具合事項を抽出し是正が完了した記録書を残すように指導する必要がある。一般に、記録書は日々の作業指示書に安全衛生に関する記録欄を設けて記載している場合が多い。

- ・建設産業廃棄物処理関係書類の整備が不足している。最終処分場を確認した写真を添付する必要がある。

(イ) 品質に関する書類

a 仮設工事

- ・足場は手すり先行型枠組足場（製造者：大隅リース）を採用したとの回答である。国土交通省の指導に準じている。

b 地業工事

- ・特定埋め込み杭工法は、ケムン工法を採用している。

- ・ボーリング調査は建物の中心部1箇所で行っていることから、建物の両端部をアースオーガー掘削機で試験掘りをして、支持地盤の深さ確認をしている。しかし、設計図には試験杭の位置が明記されていない。

- ・支持層の確認は、掘削機のアンメーターで掘削抵抗値を確認し報告書が作成されている。確認方法に不具合はない。

- ・ケムン工法の根固め液及び杭周固定液のセメントミルク強度は、施工計画書で

確認したとの回答である。根固め液強度は  $20\text{N}/\text{mm}^2$ 、杭周固定液の強度は  $0.5\text{N}/\text{mm}^2$  である。今後、特定埋め込み杭工法のセメントミルク強度確認は、施工計画書ではなく（財）日本建築センターの評定書で行うことが必要である。

- ・セメントミルク強度の試験は、（公財）なごや建設事業サービス財団で行っている。テストピースの採取場所は、根固め液はプラントで、杭周固定液は施工場所のあふれ液であり不具合はない。

試験結果は、以下のとおりであり不具合はない。

杭周固定液  $0.996\text{N}/\text{mm}^2 \sim 4.09\text{N}/\text{mm}^2$  平均  $2.94\text{N}/\text{mm}^2 > 0.5\text{N}/\text{mm}^2$  OK

根固め液  $23.5\text{N}/\text{mm}^2 \sim 34.0\text{N}/\text{mm}^2$  平均  $27.85\text{N}/\text{mm}^2 > 20\text{N}/\text{mm}^2$  OK

- ・杭工事に使用した総セメント量と計画総セメント量は確認できている。総セメント使用量  $167.85\text{t}$  に対して、計画総セメント量は  $165.2\text{t}$  となっている。計画量以上のセメントを消費していることが理解できる。
- ・杭の施工精度について調査している。杭芯の位置ずれが許容値を超えている杭は 1 本で、最大  $137\text{mm}$  の位置ずれが生じている。設計者に杭芯の位置ずれ対策について検討をさせた結果、基礎の補強は必要ないとの回答を得ている。

#### c 土工事

- ・特記仕様書では、掘削土の処分は、自由処分になっているが処分する土はない。掘削土は埋め戻し土として利用している。
- ・掘削に当たっては、簡易山留を設けている。埋め戻し後は建設地に簡易山留の残存物はない。
- ・掘削時に生じた湧水は、少量であり釜場を設けて水中ポンプで揚水し、ノッチタンクを通してろ過し、道路側溝に排水したとの回答である。しかし、排水時に PH 値（酸性とアルカリ性の度合い）の確認はしていない。
- ・掘削時に採用した重機は、低騒音・低振動型であったとの回答である。軽油の確認方法は購入伝票で行っており、大手石油会社の伝票であり不正軽油でないとの判断がなされている。

#### d 鉄筋工事

- ・鉄筋のミルシート（JIS に合格していることを保証する証明書）と入荷札は揃っているとの回答である。異形鉄筋のミルシート発行元は共英製鋼（株）、スパイラル筋は合同製鐵（株）であり、総鉄筋使用料は  $152\text{t}$  である。
- ・各施工段階における配筋検査記録は、工事写真になっている。当工事規模になると配筋検査記録書が必要である。
- ・特記仕様書には鉄筋のかぶり厚さについて、施工精度を考慮した設計かぶり厚さ（ $+10\text{mm}$ ）及び建屋の耐用年数を考慮したコンクリートの増し打ち寸法を明記する必要がある。設計図（S-03 図・配筋基準図 1）では、柱・梁（仕上げ無し）の最小かぶり厚さを公共建築工事標準仕様書に準じて  $40\text{mm}$  と記しているが、これでは、かぶり厚さの配慮が不足となる。
- ・主筋 D19 以上は、圧接継手となっている。圧接技能者の資格確認は、作業前に本人と資格証を直接確認しているとの回答であり不具合はない。
- ・圧接部の試験は、工事特記仕様書には超音波探傷試験としているが、構造設計標準仕様（S-02）には試験方法を記載していない。圧接工事は構造に関する事項であり構造設計標準仕様に記載すべきである。
- ・圧接部の超音波探傷試験を行った第三者機関は（株）ディーテックであり、試験箇所は、1 ロット（1 組の作業班が 1 日に行った箇所）に対して 30 箇所、抜き取り率は 20% 程度との回答である。一般に、1 組が 1 日に圧接を行う作業量は 200 箇所とされており、試験箇所 30 箇所とすると抜き取り率が 15% 程度となり少ない。

e コンクリート工事

- ・採用した生コン工場は、石川商工（株）伊勢生コン工場である。当工場は JIS 工場であり（適）工場で、コンクリート主任技士が在籍している。現場までの生コン運搬時間は 25～30 分程度との回答である。公共建築工事標準仕様書によれば、コンクリートを練混ぜから打込み終了までの時間は、外気温が 25℃を超える場合は 90 分以内としている。運搬時間が 25～30 分程度であれば、この規定を満足するので適正な工場である。
- ・基礎及び 1 階躯体のレディーミクストコンクリート配合計画書を確認した。  
呼び強度（品質基準強度）30N/mm<sup>2</sup>（設計基準強度 27N/mm<sup>2</sup>+構造体強度補正值 3N/mm<sup>2</sup>）、スランプ 18 cm、粗骨材の最大寸法 25 mm、普通セメント（宇部三菱セメント（株））使用の場合、セメント量 360 kg/m<sup>3</sup>、水 176 kg/m<sup>3</sup>、水セメント比 W/C =49%、細骨材の塩化物量 0.000%、アルカリシリカ反応性による区分は、化学法により A 区分、砂及び砂利は榎田川水系となっている。建築工事標準仕様書・JASS5（鉄筋コンクリート工事）を満足する。
- ・コンクリートの塩化物量測定は、現場で 150 m<sup>3</sup>ごとにカンタブ（生コンの塩分量測定器）によって測定している。測定状況は工事写真で確認した。
- ・総コンクリート打設量は 1,444 m<sup>3</sup>であり、設計数量は 1,378.7 m<sup>3</sup>である。
- ・コンクリート 4 週圧縮強度試験は、（一財法）三重県建設資材試験センターで行っている。供試体の標準養生値における試験結果は以下のとおりで、いずれも呼び強度（30N/mm<sup>2</sup>）を満足しており不具合はない。

基礎	39. N/mm <sup>2</sup> 7～42. 2N/mm <sup>2</sup>	供試体 3 本の平均値 41. 1N/mm <sup>2</sup>
柱	42. 9 N/mm <sup>2</sup>	
1 階	48. 3 N/mm <sup>2</sup> ～53. 2 N/mm <sup>2</sup>	供試体 3 本の平均値 51. 6N/mm <sup>2</sup>
2 階	48. 9 N/mm <sup>2</sup> ～49. 4 N/mm <sup>2</sup>	供試体 2 本の平均値 49. 1N/mm <sup>2</sup>
- ・コンクリート打設は、夏季における打設はない。過去の気象データより平均気温が 2℃を下回ることがないため、打設後の養生は、散水養生としたとの回答である。

f 鉄骨工事

- ・鉄骨工事は、建屋外部の鉄骨階段が該当し、施工計画書は作成している。
- ・採用した鉄骨製作工場は、（株）高瀬鉄工所で M グレードの認定書があり、鉄骨製作管理技術者 1 級が在籍していることは確認されている。特記仕様書では R グレードとしており、採用した工場は特記仕様書のランクより 1 ランク上位の工場を選択し、監督職員は、書面によって製作工場を承諾している。ちなみに、鉄骨製作グレードは、上から順に S、H、M、R、J の 5 ランクがあり、溶接工作を伴う主要な部材についての制限と工場規模によってランク付けされている。M グレードは、中高層ビルを中心として、年間 2,400 t 程度、R グレードは年間 800 t 程度の製作工場とされている。
- ・溶接部の試験方法は、超音波探傷試験となっている。試験個所の抜き取り率は鉄骨製作者の自主検査時が 100%、第三者機関（株）ディーテックの検査時は 30%としている。抜き取り率及び検査結果に不具合はない。
- ・ベースプレート下の均しモルタルは、無収縮グラウト材（グラウトミックス・（株）トクヤマエムテック）を採用している。
- ・鋼材ミルシートの発行元は（株）大戸で商社であるが、メーカーから取り寄せる必要がある。
- ・鉄骨階段の製品検査は、監督職員によって行われている。
- ・鋼材のメッキは HDZ55（膜厚さ 80 μm）としている。膜厚さの確認は溶融亜鉛メッキ膜厚検査成績書で所定の膜厚さが確認されており不具合はない。ボルトは溶



融亜鉛メッキ高力ボルト（F8T）を採用している。

g 押出し成型セメント板工事

- ・施工計画書は作成している。
- ・取付け金物の溶接長さは、縦方向 20 mm、横方向 40 mm、ゼットクリップは両端 15 mmとして、メーカーの標準仕様となっており不具合はない。

h 防水工事

- ・施工計画書は作成している。
- ・特記仕様書では、屋根面は塗膜防水 X-1 仕様であり、2 階・3 階避難スペース床及び立ち上りは X-2 仕様としている。
- ・建築工事監理指針では、防水材の標準使用量は X-1、X-2 工法とも平面部分が厚さ 3 mm、立ち上り部分は厚さ 2 mmとしている。現場における膜厚さは材料の使用量で確認している。
- ・塗膜防水材料名は、アーバンルーフ（化研マテリアル（株））であり、使用量は平面部分が 3.4 kg/m<sup>2</sup>、立ち上り部分は 2.6 kg/m<sup>2</sup>との回答である。この使用量で硬化物の比重を換算すると、平面部分は 1.13、立ち上り部分は 1.3 となる。仮に硬化物の比重を 1.3 とした場合、平場の塗膜厚さは 2.6 mmの厚さとなり塗膜厚さが不足することになる。硬化物の比重は 1.0～1.4 の範囲である。塗膜厚さを確認する場合は、硬化物の比重を調べて単位面積当たりの使用量を決めることが大切である。
- ・塗膜防水下地は、コンクリート直押さえ仕上げである。下地の乾燥が不足すると、塗膜防水面に膨れが生じる。下地の水分量は水分計によって確認しており不具合はない。
- ・防水保証書は、まだ提出されていない。防水保証書は 3 者（施工者・協力会社・製造者）連名として保証期間を明記させる必要がある。なお特記仕様書に保証期間が明記されていないので、今後、特記仕様書に明記することが必要である。一般に保証期間は、防水材は 10 年、シーリング材は 5 年としている場合が多い。

i 樋工事

- ・堅樋は硬質ポリ塩化ビニル管で径 100 mmである。堅樋の支持金物は SUS304 を採用していることは、使用材料承諾書で確認している。

j 建具工事

- ・アルミ製建具の性能は B 種（耐風圧 S-5、気密性 A-3、水密性 W-4）としている。性能の確認は性能証明書で行っており適正である。

k 電力設備工事

- ・電力設備工事は、電灯設備のみである。
- ・電線、電線管は規格品であることが確認されている。
- ・分電盤は未施工である。雨水の侵入防止策にゴムブッシングを取付けするとともに水抜き穴を設けるとの回答である。名称プレートの取付けも予定されている。当工事は大型の分電盤がないことから、分電盤の小動物侵入対策は講じていない。
- ・照明器具の取付けは未施工である。照度の確認は計画照度分布図が作成してあり、完成前に照度測定を行い計画照度の確認をするとの回答である。
- ・非常用照明器具は、防火性能評定マークがあることは確認ができています。
- ・屋上に設置している太陽光発電装置の風圧力（暴風時）による構造計算書は作成している。不具合はない。
- ・照明計画は、非常用照明を建築基準法上設置が義務付けられているため、商用電源を引き込んでいる。災害発生時はソーラー照明灯を利用する計画になっている。
- ・商用電源の建屋との接続部は、地震発生時の地盤の変位に対して、特に対策は

講じていない。構造計算書では、極稀に発生する大地震時でも基礎の水平変位量は 1.32 cm であり不具合が生じることは少ない。

- ・ケーブルの敷設は未施工である。施工時には位置、埋設深さ、埋設標識の確認をするとの回答である。
- ・接地極（D 種接地）の埋設は、未施工である。基準値（100Ω 以下）以下になるように施工するとの回答である。

#### 1 給排水設備工事

- ・給排水設備工事は、雨水排水に係る地中埋設硬質ポリ塩化ビニル管工事と雨水排水柵工事である。給水設備はない。

#### 「所見」

品質に関する書類について、指導事項を以下に記す。

- ・掘削時の湧水処理は、ノッチタンクを經由して道路排水溝に排水している。コンクリートに接した湧水は PH 値 12 になることがあり、排水基準を超えることがある。掘削時に生じる湧水を既設側溝に排水する場合は、苦情があった場合に備えて、適時、リトマス試験紙によって PH 値の測定をして、データとして記録に残しておくことが望ましい。
- ・鉄筋工事において、配筋検査記録は工事写真になっている。配筋検査記録書が作成されていない。施工者が行う自主検査の記録書と監督職員が行う検査の記録書を作成して、不具合事項を是正した記録書にすることが必要である。
- ・鉄骨のミルシートが、商社発行のものになっている。製造者のミルシートが必要である。
- ・塗膜防水層の厚さ確認は、硬化物の比重を確認して、単位面積当たりの材料使用量を算出して、施工後、使用材料の総量と施工面積で確認する必要がある。
- ・電気設備工事において、接地極は接地抵抗値が D 種接地（300V 以下の機器の外箱用・基準値 100Ω 以下。）であっても、10Ω 以下を目標に設置することが望ましい。

#### (ウ) 施工監理（監督）に関する書類

##### a 監督

- ・監督職員が現場を巡視する頻度は、4 回/月（1 回/週程度）との回答である。委託監理者を設けなくて、当市の直接監理であることを考慮すると、監督職員の巡視回数が少ない。
- ・当工事で採用している監理指針は、建築工事監理指針（国土交通省大臣官房庁営繕部）との回答であり適正である。
- ・施工者との定例打ち合わせ会は開催していない。必要に応じて打ち合わせをしたとの回答である。
- ・設計書に交通誘導員として 507 人を計上している。警備員の日報は作成している。完成時には設置人数の増減を確認されたい。
- ・施工者への指示は、「工事打合わせ簿」として、書類で行っており適正である。

##### b 試験・検査関係

- ・現場で行った試験は、杭工事のスタッド曲げ試験と躯体工事のコンクリート配合試験との回答である。
- ・現場外で行った試験は、コンクリート圧縮強度試験との回答である。

##### c 施工者関係

- ・工事实績情報（CORINS）の登録は、平成 27 年 7 月 16 日に提出している。契約締結日から 10 日以内であり提出の遅れはない。完成時にも提出の必要があるので注意されたい。
- ・工事保険・賠償責任保険は、東京海上日動火災保険（株）に加入している。加

入期間は平成 27 年 7 月 23 日から平成 28 年 3 月 23 日までとなっている。工事完了日が平成 28 年 3 月 15 日である。残り 8 日間で検査をし、指摘事項を手直しして建物の引き取りをしないと、保険加入期間に空白が生じるので注意されたい。

・施工者は建設業退職金共済組合（建退共）に加入し、掛け金は 531,650 円との回答である。

d 協力業者関係

・協力業者採用届は提出されている。3 次以降の協力会社は採用していないとの回答である。

・地元業者の採用率は、40%程度との回答である。

・施工体制台帳は、14 社について作成して協力会社組織票も添付されている。

・施工体系図は作成されている。

e 掲示物他

・建設業許可標識、労災保険成立票、建退共制度の適用標識、施工体系図は道路沿いに掲示しているとの回答である。

「所見」

監理（監督）の項における指導事項は、以下のとおりである。

・建物の品質向上を図るには段階検査を充実させる必要がある。今後、委託監理者を設けない場合は監督職員の現場巡視回数を増やすことが望ましい。

・監督職員は施工者に対し協力会社が、建退共、中退共、自社退職金制度のうち、どの制度を適用しているか調査するように指導する必要がある。

(4) 現場施工状況の調査結果

現場施工状況調査は、監督職員、現場代理人の案内で現場を巡視し、目視によって行った。

ア 現場状況調査結果

・躯体工事完了。内部塗膜防水工事（ウレタン防水）の施工中。

・屋上の塗膜防水工事は完了。

・太陽光発電装置の据付は完了。

・外構工事の自由勾配側溝（既製品）を据付中。

・整地・アスファルト舗装工事は未施工。

イ 品質調査結果

・躯体コンクリート面は、コールドジョイントもなく、打ち放し面の表面はきれいで出来栄は良い。

・屋上の塗膜防水工事（ウレタン防水）について、パラペット天端はウレタン防水が施工されて、コンクリート天端からの雨水の侵入は心配が少ない。平面部分の施工状況は良好である。しかし、設計図による水勾配は 1/130 であり露出防水の屋根の勾配として少ない。水勾配は 1/50 は欲しいところである。

・室内はウレタン防水の施工中であるが不具合は見当たらない。

・鉄骨階段について、手すりの取付け状況は、ボルトで堅固に固定しており、取り付け方法に不具合はない。踏面及び踊場は雨水排水のために適所に水抜き穴が設けてある。

・堅樋の硬質塩ビ管は、金物（SUS）による固定間隔は適正で、外気温の変化による熱膨張に対応するため、堅樋の中間で伸縮継ぎ手を設けているとの回答であり適正である。

・外壁に取付けしている組立て鋼管柱の取付け方法に不具合はない。

ウ 工程調査結果

・実施進捗率は 95%で進行している。工程に遅れはない。

・現在、敷地境界に自由勾配側溝を据付中であり、この工事が完成すると敷地の整地に

着手できる。外構工事は残り約0.5か月で十分完成できる。

エ 安全衛生管理調査結果

- ・室内作業で危険な作業は見かけられない。
- ・鉄骨階段の3階踊り場から屋上にかけてアルミ製の梯子がかかっている。危険であり使用を禁止されたい。屋上へは3階の室内からタラップを使用するように作業員に指示の徹底を図る必要がある。

「所見」

躯体コンクリートの出来栄は良く、ウレタン防水の施工状況もよい。完成前には、施工者による自主検査を十分に行い、監督員検査をして、より出来栄の良い建物にしていきたい。

現状、目視する限り良好な出来栄である。

# 財政援助団体等監査

## 1 実施年月日及び対象団体等

### (1) 財政援助団体監査

実施年月日	対象団体（負担金）	所管課
平成 28 年 2 月 10 日	公益社団法人 伊勢市観光協会 (観光協会運営事業業負担金 外)	観光振興課 観光誘客課 商工労政課

### (2) 公の施設の指定管理者監査

実施年月日	対象団体（施設名）	所管課
平成 28 年 2 月 1 日	特定非営利活動法人 罌堂香風 (尾崎罌堂記念館)	文化振興課
平成 28 年 2 月 3 日	特定非営利活動法人 いせコンビニネット (いせ市民活動センター)	市民交流課

## 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査。

## 3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣（識見監査委員）  
中 井 豊（識見監査委員）  
鈴木 豊 司（議選監査委員）

## 4 監査の方法

財政援助団体等監査は、財政援助団体等監査実施要領に基づき、平成 26 年度の事務、事業について所管課から資料提出を求め各所属長から説明を受けた。その後現地で団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、出納その他事務の執行について監査を実施した。

## 5 監査の主眼

財政援助団体等については、出納事務処理は適正に行われているか、目的に沿った事業運営が行われているかなどを主に実施した。

また、所管課については、負担金、指定管理料の額の算定、交付手続きや指定管理契約に基づく履行確認などが適正に行われているか、団体への指導監督、履行確認は適切に行われているかを主眼として実施した。

## 6 監査の結果

### (1) 公益社団法人 伊勢市観光協会

ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
観光協会運営事業負担金 外 44 件	負担金 補助金	27,373,381	観光協会の財政基盤の安定と観光推進 ほか

#### イ 所見

平成 26 年度に伊勢市が財政的援助を行っている負担金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、事業目的に沿って事業が執行されていると認められた。

当該団体の監査に関しては、平成 25 年度に行ったところ財務に関する事務について適正を欠く事務処理が多数見られたため、早急に善処措置を講ずることを求めた経緯がある。今回この検証のために再度監査を実施したところである。

事務処理にはまだ一部に不備な部分が残るものの、改善が見られた。今後も財務会計ソフトを本格稼働させ、引き続きより正確な会計処理に努められるよう要望するものである。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【所管課】

##### 指摘事項

(ア) 運営事業負担金の決裁文書を紛失しているのが見受けられた。文書管理規程に基づき書類の管理を適確にされたい。

(イ) PR グッズ購入等負担金及び共同パンフレット作成事業負担金において、業務内容や事務費負担に疑問の残るものが見受けられた。業務全般について整理されたい。

##### 意見

(ア) 伊勢市買い物環境整備事業補助金において、交付先が観光協会青年部になっているものが見受けられた。交付先の適正な相手方について検証されたい。

#### 【公益社団法人 伊勢市観光協会】

##### 指摘事項

(ア) 見積書や領収書がないもの、請求と支出の期間が相当開いているもの(支払い時期遅延)などが見受けられた。適正な事務処理をされたい。

##### 意見

(ア) 決裁規程・財務規程等の諸規程を早期に整備し、ルールに則った的確な事務及び会計処理を行える体制を確立することを望むものである。また、既に導入されている財務会計ソフトの取り扱いに習熟され、正確で効率的な会計処理ができるよう努められたい。

#### (2) 特定非営利活動法人 罌堂香風

##### ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：尾崎罌堂記念館

指定期間：平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで



指定管理料：34,875,000 円以内（指定期間における指定管理料の総額）

〃：7,175,000 円（平成 26 年度分）

イ 事業実績について

収支計算書（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

（単位：円）

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
<b>支出</b>		<b>収入</b>	
人件費	5,323,052	指定管理料	7,175,000
光熱水費	997,535	観覧料金(展示室)	83,400
委託料	904,589	使用料金(会議室)	856,430
消耗品費	74,153	冷暖房利用料金(〃)	132,480
印刷製本費	80,298	その他	22,638
通信運搬費	140,913		
役務費	16,200		
使用料及び賃借料	14,545		
顕彰事業費	182,072		
自主事業費	289,364		
雑費	39,542		
予備費	75,429		
<b>支出計</b>	<b>8,137,692</b>	<b>収入計</b>	<b>8,269,948</b>
<b>収支差額</b>		<b>132,256</b>	

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成 26 年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

(ア) 経理簿と収支決算書の科目ごとの金額が合致しないもの、実績報告書と収支決算書及び経理簿の使用料の金額が合致しないものなどが見受けられた。団体に指導を行うとともに、所管課においてもチェック体制を構築されたい。

【特定非営利活動法人 粵堂香風】

指摘事項

(ア) 経理簿と収支決算書の科目ごとの金額が合致しないもの、実績報告書と収支決算書及び経理簿の使用料の金額が合致しないものなどが見受けられた。原因究明と防止策を確立されたい。

(イ) 領収書が添付されていないもの、記載内容が不鮮明なもの、鉛筆書きのものなどが見受けられた。適正な事務処理をされたい。

### (3) 特定非営利活動法人 いせコンビニネット

#### ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：いせ市民活動センター

指定期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

指定管理料：59,832,000円以内（指定期間における指定管理料の総額）

〃：12,013,958円（平成26年度分）

#### イ 事業実績について

収支計算書（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：円）

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
<b>支出</b>		<b>収入</b>	
人件費	11,241,726	指定管理料	12,013,958
事務費	1,792,310	使用料	9,001,994
センター事業費	1,059,119	その他	213,147
管理費	7,289,506		
<b>支出計</b>	<b>21,382,661</b>	<b>収入計</b>	<b>21,229,099</b>
<b>収支差額</b>		<b>-153,562</b>	

#### ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成26年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

#### 【特定非営利活動法人 いせコンビニネット】

##### 意見

(ア) 東日本大震災復興支援プロジェクトの募金活動において、その繰越金額が399,711円に上っている。募金の趣旨に沿って適切に処理されたい。



伊勢市監査委員公表第2号

平成27年度定期監査等結果（前期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年3月28日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣  
伊勢市監査委員 中井 豊  
伊勢市監査委員 鈴木 豊司

定期監査等結果（前期）に対する措置状況

定期監査

【検査室】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
検査室	（１）復命書において、資料が添付されておらず、その所在も記載されていないものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 復命書に添付できる資料については、確実に添付し、それ以外のものについては、その所在を明記するよう室職員へ周知しました。今後は、文書管理規程に基づき適正な事務処理に努めます。

【総務部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
総務課	（１）領収書（控）が簿冊登録されていない。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 領収書（控）を簿冊登録しました。今後、文書管理規程に基づき適正な事務処理に努めます。
職員課	（１）收受印がない文書、復命書を３日以内に作成していないもの、印漏れのもの、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 收受印がない文書、印漏れのもの、鉛筆書きのメモが残されているものについて、適正に処理しました。今後、文書管理規程に基づき適正な事務処理を行っていきます。 「実施中」 復命書を３日以内に作成するよう所属職員に周知し、職員服務規程に基づいた処理に努めています。
管財契約課	（１）燃料単価契約の決裁において、単価の決定根拠の記載がないため、明示されたい。	「措置済み」 指摘のあった決裁文書について、単価の決定根拠を記載するようにしました。
課税課	（１）復命書において、鉛筆書きのメモが残されているものが多数見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 公文書であることに留意し、復命書に記載すべきことは消すことができない筆記具を用いるように是正しました。

	<p>(2) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。</p> <p>また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>業務内容と正規職員数のバランス、業務スケジュール及び電算システムにおける対応等の見直しを行い、全体の時間外勤務時間数の削減、一部の職員の加重勤務が平準化できるように努めます。</p>
収税課	<p>(1) 復命書において、3 日以内に作成していないもの、鉛筆書きのメモが残されているもの、報告日が誤っているものが見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) インターネット公売綴において、文書管理システムで管理すべき起案文書が簡易決裁で処理されている。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>報告日が誤っているものについては訂正し、改めて職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底しました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>今後は起案文書に簡易決裁を使用しないなど、文書管理規程に基づき適正な事務処理に努めるよう職員に周知徹底しました。</p>

【危機管理部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
危機管理課	<p>(1) 復命書がないもの、また3日以内に作成していないもの、鉛筆書きメモが残されているものが見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 時間外勤務が月100時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。</p> <p>また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることの</p>	<p>「実施中」</p> <p>適正な処理をするよう部内職員へ周知しました。今後は伊勢市職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理に努めます。</p> <p>「実施中」</p> <p>時間外勤務については、今後、業務の見直しにより削減に努めます。</p> <p>また、特定の職員に負担がかかることのないよう課内で業務配分を見直すなど平準化に努めます。</p>

	ないよう事務分担の平準化をされたい。	
--	--------------------	--

### 【情報戦略局】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
情報調査室	（１）統計調査支援システム業務委託において、仕様書に定められている運用保守計画書が受託業者から提出されていないため、適正な管理をされたい。	「措置済み」 契約業者に連絡し、平成 27 年度保守計画書を提出していただきました。来年度以降は、適正な管理を行います。
企画調整課	（１）ふるさと応援寄付金書類において、收受印漏れが多数見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 今後は、收受印漏れがないようその都度押印の確認を行い、適正な事務処理を行います。
財政課	（１）復命書において、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 該当する文書は是正しました。今後は、適正な事務処理を行います。
広報広聴課	（１）復命書において、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 該当する文書は是正しました。今後は、適正な事務処理を行います。

### 【環境生活部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
市民交流課	（１）事務補助団体の経理において、現金の長期保管や立替払いなど不適切な処理が見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。また、事務補助団体の経理審査を厳格に行い適正な会計指導をされたい。	「実施中」 現金の保管については、可能な限り受け取った当日のうちに処理をするよう対応します。 立替払いについては、原則、団体等の担当者から事前に申告してもらい、資金前渡により対応を行います。やむを得ず立替払いを行う場合は、その事実が確認できるよう適切な事務処理に努めます。 また、事務局として、適正な経理事務に努めます。
戸籍住民課	（１）復命書において、鉛筆書きのメモが残されているものが見受け	「措置済み」 指摘を受けた文書について、適正に処理

	られた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。	しました。今後、文書管理規程に基づき適正な事務処理に努めます。
人権政策課	<p>(1) 復命書において、鉛筆書きのメモが残されているもの、保存期間が誤っているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 事務補助団体において、収入伺いを作成していないもの、收受印がない文書などが見受けられた。適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>指摘を受けた文書について、適正に処理しました。今後、文書管理規程に基づき適正な事務処理に努めます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>未作成の収入伺いの作成、及び收受印の無い文書への押印を行いました。今後、適正な事務処理に努めます。</p>
環境課	<p>(1) 領収書（控）において、未記載のまま次の番号を使用しているものが見受けられた。領収書の取扱いについては、不正防止の観点から適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 復命書において、3日以内に作成していないもの、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>年度当初の事務処理に誤りがあったもので、領収書 NO. 1 で未記載が生じました。今後、適正な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>復命書は3日以内に作成するよう徹底し、鉛筆書きのメモについては適正に処理しました。今後、職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理に努めます。</p>

### 【健康福祉部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
医療保険課	(1) 復命書において、印漏れのもの、郵便切手受払い簿において、訂正印漏れのものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。	<p>「措置済み」</p> <p>文書保管時に再度印漏れ等の確認をし、文書管理規程に基づいた事務処理を行います。</p>
介護保険課	<p>(1) 郵便切手受払い簿において、訂正印漏れのものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 復命書において、3日以内に</p>	<p>「措置済み」</p> <p>指摘後、速やかに適正な処理を実施するとともに、今後は文書管理規程に基づき適正な事務処理に努めます。</p> <p>「措置済み」</p>

	作成していないもの、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。職員サービス規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。	適正な処理をするように、職員サービス規程及び文書管理規程を課内職員へ周知しました。
生活支援課	<p>(1) 復命書において、3日以内に作成していないもの、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。職員サービス規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 郵便切手受払い簿において、訂正印漏れのものが多い見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 経理状況報告書において、起案本文中に関係法規等提出根拠が記載されていない。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」 復命書について、3日以内の作成を徹底するとともに、鉛筆書きの部分は、ボールペンで修正しました。今後は適正な事務処理を徹底するように指導しました。</p> <p>「措置済み」 訂正印が漏れている箇所は訂正印を押し、公金であり、それを管理する簿冊という認識及び適正な取扱いを徹底しました。</p> <p>「措置済み」 起案本文中に提出根拠を明記するとともに、適正な事務処理を徹底しました。</p>
福祉総務課	(1) 事務補助団体の経理において、伝票漏れが見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。	「措置済み」 伝票漏れについて、訂正処理いたしました。今後も内部牽制を徹底する体制強化と、法令遵守により適正な事務処理に努めます。
こども課	<p>(1) 保育料徴収職員証を嘱託職員に発行しているが、徴収職員への委任は嘱託職員にはできないため、法令を遵守されたい。</p> <p>(2) 保育所給食の賄材料費において、発注先の選定基準が不明瞭なものがあるため、説明責任が果たせるよう基準を明確化されたい。</p> <p>(3) 復命書において、鉛筆書きの</p>	<p>「措置済み」 嘱託職員へ発行した保育料徴収職員証は回収済みです。今後は法令を遵守します。</p> <p>「検討中」 現在は、納入実績のある業者としていますが、他市の基準等も参考にしながら、業者の選定基準・選定方法について検討してまいります。</p> <p>「措置済み」</p>

	<p>メモが残されているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(4) 保育所の主食費において、通帳の出金日と領収日に相当日数が経過しているものがあり、長期間にわたる現金の保管が見受けられた。盗難の危険性があるため、支払い方法を改善するなど適正な事務処理をされたい。</p> <p>(5) 保育所において、物品等の発注から請求書送付までの管理が一元化されていなかった園が見受けられた。適正な事務処理をされたい。</p> <p>(6) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p>	<p>鉛筆書きのメモの箇所を修正し、こども課職員、保育所等職員に周知しました。文書管理規程に基づき適正な事務処理に努めます。</p> <p>「実施中」 主食費支払日の 2 営業日前以内で通帳から出金するよう保育所と調整し、出金日から 2 営業日以内に主食費を支払うよう支払事務処理方法を改善しました。</p> <p>「実施中」 物品等の発注から請求書送付までの流れが一目でわかる確認簿を作成し、管理が一元化できるよう支払事務処理方法を改善しました。</p> <p>「実施中」 職員の健康管理及び経費削減の見地から、事務の簡素化や係内で業務負担の平準化に努め時間外勤務削減を図ります。</p>
<p>高齢・障がい福祉課</p>	<p>(1) 伊勢市障害者総合相談支援センター運營業務委託において、仕様書で業務日報、相談等の記録は翌月 20 日までに作成し提出するとなっているが、收受日が遅延しているものがある。仕様書を遵守するよう指導されたい。</p> <p>(2) 復命書において、3 日以内に作成していないものが見受けられ</p>	<p>「実施中」 指摘をいただいた書類について、仕様書に基づき提出するよう指導しました。今後は、適正な事務処理に努めます。</p> <p>「実施中」 指摘をいただいた文書について、事務服</p>



	<p>た。職員服務規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。</p> <p>また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p>	<p>務規程に基づき、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、事務服務規程を課内で回覧し周知徹底しました。</p> <p>「実施中」</p> <p>嘱託職員の増員や業務の見直しを行うとともに特定の職員に負担がかかることのないよう、各係内で業務を分担するなどの対応に努めます。</p>
--	--	---

【産業観光部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
商工労政課	<p>(1) 復命書において、3 日以内に作成していないものが見受けられた。職員服務規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>伊勢市職員服務規程に基づき適正な事務処理を行うよう改善済みです。</p>
農林水産課	<p>(1) 事務補助団体の経理において、収入及び支出の伝票が作成されていないものが見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。</p> <p>(2) 復命書において、宛先が未記載、時間、会場や出席者が記載されていないなど、復命書としての体裁を欠いているもの、課長及び副参事の復命書が課長決裁になっているものが見受けられた。文書管理規程及び事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>支出伺いに、支出命令書を追加し、公金に準じた処理に訂正しました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>文書管理規程及び事務決裁規程に基づき、様式及び決裁権者を訂正しました。</p>
観光振興課	<p>(1) 復命書において、鉛筆書きのメモが残されているものが多数見</p>	<p>「措置済み」</p> <p>伊勢市文書管理規定に基づき適正な事</p>



	<p>受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 事務補助団体の経理において、日々の収入伝票が整理されていないもの、釣銭に使用する前渡資金の受領印がないもの、領収書が添付されていないものなど不適切な処理が見受けられた。公務として事務局を担っていることから、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) お伊勢さんマラソン競技運営等業務委託において、受託書を受け取っているが契約書を作成していないため、大会運営上問題が生じた際のリスク回避の意味からも契約書を作成されたい。</p> <p>(4) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p>	<p>務処理を行うよう改善済みです。</p> <p>「措置済み」 公務として事務局を担っていることから伊勢市会計規則に準じて、適切な処理を行うよう改善済みです。</p> <p>「措置済み」 平成 28 年度より契約書を作成します。</p> <p>「実施中」 課内における業務分担について、一部の職員に業務が偏らないよう業務の平準化及び有給休暇取得促進に取り組んでいます。</p>
観光誘客課	<p>(1) 復命書において、3 日以内に作成していないもの、鉛筆書きのメモが残されているものが見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(2) 文書管理システムで管理すべき起案文書が簡易決裁で処理されているもの、供覧文書が決められた</p>	<p>「措置済み」 ご指摘いただいた項目につきましては、職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理を行うよう改善済みです。</p> <p>「措置済み」 ご指摘いただいた項目につきましては、文書管理規程に基づき適正な事務処理を</p>

	<p>様式を使用していないものが多数見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(3) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。</p> <p>また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。</p>	<p>行うよう改善済みです。</p> <p>「実施中」</p> <p>課内における業務分担について、一部の職員に業務が偏らないよう、業務の平準化及び有給休暇取得促進に取り組んでいます。</p>
--	--	--

【御菌総合支所】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
地域振興課	<p>(1) 三重県防災通信ネットワーク更新工事にかかる打ち合わせを工事業者と行っているが、報告書が作成されていないため、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>工事にかかる打合せ報告書を作成して、課内で起案決裁、供覧を行い事務の是正をしました。</p>
生活福祉課	<p>(1) 証明手数料事務月報において、報告の決裁を簡易決裁で行っている。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>指摘を受けた文書について、適正に処理しました。</p> <p>今後、伊勢市文書管理規程に基づき、文書管理システムにより起案し適正な事務処理を行っていきます。</p>

【会計課】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
会計課	<p>(1) 預金収入伺いにおいて、専用の決裁様式を使用しているが、その様式を使うための決裁を得ていない。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>預金収入伺いにおいて、文書管理規程に基づく文書管理システムによる起案用紙を用いて処理することで措置しました。</p>

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況

経営企画課	(1) 委託契約及び物品購入において、特命理由、購入手続き及び資金前渡理由に不適切なものが見受けられた。法令等に基づいた事務処理をされたい。	「実施中」 委託契約については、入札による契約が可能かどうか見直しを実施しており、物品購入については、指摘事項に対し是正しました。 また、特命理由及び資金前渡理由についても理由を明確にするなど、今後、法令等に基づいた事務処理に努めていきます。
総務課	(2) 復命書において、3日以内に作成していないもの、決裁権者の印や訂正印が漏れているものが多数見受けられた。職員服務規程及び文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 復命書の提出については、院内各課へ期日を厳守するよう周知しました。また印・訂正印については、担当者が確認し不備があれば訂正等の対応をするように改善いたしました。
総務課	(3) 時間外勤務が月100時間を超えている職員がいる。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び経費削減の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。 また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。	「検討中」 月100時間を越えている対象職員は医師のみです。医師の時間外勤務については緊急手術等による対応が多く、また、特定の診療科医師へ時間外勤務が偏っていることについても、医師はそれぞれの専門分野が異なるため、診療科を超えての業務分担を行うことは難しいのが現状ですが、医師事務作業補助者の増員や、医師確保に努め医師の負担軽減を図っていきます。

### 【議会事務局】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
議会事務局	(1) 復命書において、3日以内に作成していないものが見受けられた。職員服務規程に基づき適正な事務処理をされたい。	「実施中」 適正な処理をするように、局内職員へ周知しました。今後は伊勢市職員服務規程に基づき適正な事務処理に努めます。

### 【農業委員会事務局】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措置状況
農業委員会事務局	(1) 農地法にかかる各種申請書の調査書において、鉛筆書きや修正液	「措置済み」 調査書記入の際は、鉛筆を使わずにボー

	での訂正、訂正印漏れが多数見受けられた。文書管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。	ルペンを使用するようにし、修正の際は文書管理規程に基づき処理いたします。
--	---	--------------------------------------